

令和 年度美里町やすらぎ交流体験施設の管理運営に関する年度協定書 (案)

美里町（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に締結した美里町やすらぎ交流体験施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第38条に基づき、令和 年度における美里町やすらぎ交流体験施設（以下「文化交流センター」という。）の管理業務の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、令和 年度における美里町やすらぎ交流体験施設の管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（事業計画）

第3条 令和 年度における管理業務の内容は、別紙に定める事業計画書のとおりとし、乙は事業計画に沿って管理業務を行わなければならない。

2 乙は、提出した事業計画書、人員配置計画または収支計画の内容を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

（管理料）

第4条 基本協定第7条に基づき甲が乙に支払う令和8年度の管理料は、年額 _____円（うち消費税及び地方消費税額含む）とし、上半期（4月）下半期（10月）に分割して、乙の請求に基づき30日以内に支払うものとする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算した額とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に関して、疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

所在地 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地
名称 美里町
代表者 美里町長 上田 泰弘 ㊟

乙

所在地
名称
代表者 ㊟